

## ＜目論見書訂正事項分＞

2025年11月4日

# 純金上場信託（現物国内保管型）

## 《愛称：金の果実》

### 内国信託受益証券 届出目論見書2025.11

- ・本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・本書により行う「純金上場信託（現物国内保管型）」（愛称：金の果実）（以下本表紙裏において「本信託」といいます。）の募集については、発行者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱商事株式会社は、金融商品取引法第5条12項の規定により、届出書とみなされる有価証券報告書を2025年4月18日に関東財務局長に提出しており、2025年4月19日にその届出の効力が生じております。
- ・本信託は、預金等や保険契約とは異なり、投資元本の保証はありません。
- ・本信託の運用により信託財産に生じた損益は、全てご投資家の皆様に帰属します。
- ・本信託は、「預金保険制度」の対象ではありません。
- ・金融商品取引業者以外の金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象となりません。
- ・本信託は、販売会社がお申込みの取扱を行います。
- ・本信託の受益権の売買を行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等により交付される契約締結前交付書面等を十分にお読み頂き、商品の性質・取引の仕組み、リスクの存在、手数料、信託報酬等の費用等を十分にご理解いただいた上で、ご自身でご判断下さい。
- ・本信託は、書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ・本信託は、投資信託ではありません。

## 1. 届出目論見書の訂正理由

2025年4月18日に提出いたしました第15期(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)に係る有価証券報告書と併せて提出された募集事項等記載書面について、募集(売出)有価証券の金額が、上限を超える見込みであることから、2025年11月4日付で以下の通り継続申込期間の変更(短縮)を行いました。

## 2. 訂正事項

① 基本情報

② 【証券情報】

【内国信託受益証券の募集(売出)要項】

9 【申込期間及び申込取扱場所】

## 3. 訂正箇所

(※ 下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。)

<訂正前>

① 基本情報一覧

取得申込の受付	継続申込期間 (2025年4月21日から <u>2026年4月20日</u> まで)において、原則として、取得申込みができます。ただし、取得申込みができない場合があります。
---------	--

② 【証券情報】

【内国信託受益証券の募集(売出)要項】

9 【申込期間及び申込取扱場所】

① 申込期間

継続申込期間 : 2025年4月21日から2026年4月20日まで

※ なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

① 基本情報一覧

取得申込の受付	継続申込期間 (2025年4月21日から <u>2025年11月19日</u> まで)において、原則として、取得申込みができます。ただし、取得申込みができない場合があります。
---------	---

② 【証券情報】

【内国信託受益証券の募集(売出)要項】

9 【申込期間及び申込取扱場所】

① 申込期間

継続申込期間：2025年4月21日から2025年11月19日まで

※ なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## 基本情報一覧

名称	純金上場信託（現物国内保管型）（愛称：「金の果実」）
形態	受益証券発行信託の振替受益権
商品分類	内国商品現物型 ETF
上場市場	東京証券取引所
信託期間	信託期間の定めを設けていません。したがって、信託期間は当初の信託設定日から信託終了日までとなります。
決算日	毎年 1 月 20 日（半期計算を毎年 7 月 20 日に行います。）
指標価格	指標価格は、金地金の現在価値を算出するために、大阪取引所における金 1 グラムあたりの先物価格を、金のフォワードレートで現在価値に引き直した理論価格として受託者が算出します。
取引所における売買単位	1 口
取得申込の受付	継続申込期間（2025 年 4 月 21 日から 2025 年 11 月 19 日まで）において、原則として、取得申込みができます。ただし、取得申込みができない場合があります。
申込単位	30 万口以上 1 口単位
発行価格（受益権一口あたり）	申込みを受け付けた日（申込受付日）の翌営業日の一口あたりの純資産額（受託者がそのホームページで公表）
転換請求の受付	居住者（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する居住者をいいます。）である受益者は、その有する本信託の受益権（以下、本表紙裏において「本受益権」といいます。）につき、本信託の全部又は一部を解約し、受託者が転換請求を受け付けた日を受付日として、自己に帰属する受益権を信託財産に属する金地金へ転換することを請求できます。ただし、転換請求の受付を停止している場合や転換の手続を中断又は中止することがあります。 なお、解約による現金での支払いを請求することはできません。
転換単位	(1) 小口転換 金地金 1 kg 以上 5 kg 以内（1 kg の整数倍とします。）の質量に対応する受益権口数として受託者が定める口数とします。 (2) 大口転換 30 万口以上の口数を保有する受益者が、受託者に転換請求を行った場合における、転換されることとなる金地金の質量に対応する受益権口数として受託者が定める口数とします。
転換価格	転換に係る受益権の評価額は、受益権一口あたり、転換請求の受付日の一口あたりの純資産額（受託者がそのホームページで公表）とします。
信託財産	金地金（純度 99.99% 以上）及び金銭

信託財産の管理方針	<p>受託者は、信託財産である金地金の管理及び信託報酬等の支払い等又は投資者からの転換請求に対応する目的での処分を行います。</p> <p>本信託は、金地金のみを高水準の割合で保有することで、一口あたりの純資産額（受託者がそのホームページで公表）の変動率は、仕組みとして指標価格の変動率に連動することが企図されています。</p> <p>受託者は、信託報酬等の支払い等のために又は投資者からの転換請求に対応するために、受託者が適正と判断する方法により、信託財産を構成する金地金を委託者又は適正と判断するものを相手方として売却します。</p>
収益分配	原則として収益金等の分配はありません。
申込手数料（受益権一口あたり）	申込受付日の翌営業日付の一口あたりの純資産額（受託者がそのホームページで公表）に各販売会社が独自に定める率を乗じた額
転換手数料	<p>(1) 小口転換</p> <p>①転換手数料（受託者）</p> <p>(a) 事務取扱手数料</p> <p>転換1回あたり 11,000 円（税抜 10,000 円）を上限とした額</p> <p>(b) 貴金属地金改鑄費用相当額</p> <p>受託者のホームページで開示する金額</p> <p>(c) 運送関係諸費用相当額</p> <p>受託者のホームページで開示する金額</p> <p>②転換手数料（小口指定転換販売会社）</p> <p>事務取扱手数料として、小口指定転換販売会社が独自に定めた手数料をお支払い頂く必要があります。手数料の水準は、小口指定転換販売会社毎に異なります。</p> <p>(2) 大口転換</p> <p>①転換手数料（信託受託者）</p> <p>(a) 事務取扱手数料</p> <p>転換一回あたり 55,000 円（税抜 50,000 円）を上限とした額</p> <p>②転換手数料（大口指定転換販売会社）</p> <p>事務取扱手数料として、大口指定転換販売会社が独自に定めた手数料をお支払い頂く必要があります。手数料の水準は、大口指定転換販売会社毎に異なります。</p>
信託財産留保額	なし。
信託報酬	①各月毎に受ける信託報酬（第一管理信託報酬）当該月の各日における純資産総額（受託者がそのホームページで公表）に年率 0.539%（税抜 0.49%）以内で受託者が定める率（1年を 365 日（閏年の場合には 366 日）とした日割計算を行います。）を日々乗じて算出した金額（1円未満は切り捨てます。）の1箇月分の合計額。但し、最終の信託報酬

	<p>は、信託終了日の属する月の開始日から信託終了日までの期間につき算定するものとします。</p> <p>②信託財産の各計算期間毎に受ける信託報酬（第二管理信託報酬） 信託財産の各計算期間に信託財産に帰属した利子相当額から当該計算期間内に生じた信託費用相当額を控除した残額（もしあれば）（消費税等込）とします。</p>
信託費用	<p>(1) 本信託の上場に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額（受託者がそのホームページで公表）について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額（受託者がそのホームページで公表）のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)</li> <li>・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額（受託者がそのホームページで公表）に対して、最大 0.00825%(税抜 0.0075%)及び TDnet 利用料 132,000 円（税抜 120,000 円）</li> </ul> <p>(2) その他費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①信託財産に係る監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等の相当額</li> <li>②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等及び当該諸費用等に係る消費税の相当額</li> <li>③受託者が信託財産のために行った借入れ又は立替金の利息相当額</li> <li>④信託財産の売却に伴う手数料等及び当該手数料等に係る消費税等の相当額</li> </ul>
信託の終了	<p>(1) 信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は以下の事由のいずれかが発生したときに速やかに終了します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 金融商品取引所での上場が廃止されたとき</li> <li>② 受託者の辞任、解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき</li> <li>③ カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散後、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないとき</li> <li>④ 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき</li> <li>⑤ 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中心し又は取りやめたとき</li> <li>⑥ 本信託が、法人税法第2条第29号ハに定める特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき</li> </ol>

- (2) 受託者は、以下の事由のいずれかが生じた場合、金融商品取引所での上場を廃止することにより、信託を終了することができます。
- ① 採用先物価格が廃止された後、代替物を定めることができず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき
  - ② 純資産総額（受託者がそのホームページで公表）が 10 億円（2013 年 7 月 21 日以降は 20 億円）を下回ったとき
  - ③ 受託者が、本信託を終了することが受益者に有利であると判断したとき
  - ④ 受託者が本信託の継続が困難であると判断したとき
  - ⑤ 委託者その他重要な関係者について、大阪取引所での取引停止その他本信託財産の取扱いが困難となる事由が発生したとき

## 【証券情報】

### 【内国信託受益証券の募集(売出)要項】

#### 1 【内国信託受益証券の形態等】

本信託の受益権(以下「本受益権」といいます。)は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)第127条の2第1項に規定する振替受益権です。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はありません(但し、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式です。)。

本受益権に関して、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

#### 2 【発行(売出)数】

該当事項はありません。

#### 3 【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

#### 4 【発行(売出)価格】

1口あたり、申込受付日※の翌営業日(本受益権が上場されている金融商品取引所が休業日としている日以外の日をいいます。以下同じです。)付の一口あたりの純資産額(受託者がそのホームページで公表)\*\*\*とします。なお、申込手数料は、別途お支払い頂く必要がございます(申込手数料については、下記「7 申込手数料」をご参照下さい。)。

※ 本書において「申込受付日」とは、申込みを受け付けた日の午後3時30分までに販売会社が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては当該申込みを受け付けた日をいい、申込みを受け付けた日の午後3時30分より後に販売会社が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては当該申込みを受け付けた日の翌営業日をいいます。

※※ 本書において「一口あたりの純資産額(受託者がそのホームページで公表)」とは、純資産額(受託者がそのホームページで公表)(本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。)の表章する金の地金(以下「金地金」といいます。)を指標価格\*\*\*\*により評価した結果を用いて算出される純資産額として、本受益権が上場されている金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。以下同じです。)を、本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。)の総受益権口数で除した数(小数点第3位を四捨五入します。)として、当該金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。一口あたりの純資産額(受託者がそのホームページで公表)については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <https://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

※※※ 本書において「指標価格」とは、金地金の現在価値を算出するために、大阪取引所における金1グラムあたりの採用先物価格(以下に定義されます。)を、当該採用先物価格が同取引所で公表された日と同日付の採用フォワードレート(以下に定義されます。)で同日における現在価値に引き直した価格に基づく金地金の標準純度質量(以下に定義されます。)1グラムあたりの理論価格として、受託者がそのホームページ上で毎営業日に公表するものをいいます。上記理論価格の算出の過程で円と外貨の換算を行う場合には、採用外貨換算為替レート(以下に定義されます。)を用います。

本書において以下の用語は、以下の意味を有します。

(a) 採用先物価格

指標価格を算出する日において、大阪取引所の公表する金の標準取引における採用限月(大阪取引所における金の標準取引の前営業日の取組高が最も多い限月をいいます。)の清算値段(大阪取引所のホームページにて日々公開されるもの。)をいいます。但し、当該清算値段が大阪取引所により公表されない場合又は当該清算値段の公表時刻等が変更された場合には、大阪取引所が公表する同様の価格をいいます。

(b) 採用フォワードレート

2以上の指定貴金属業者(金のデリバティブ商品取扱業務を行う国内外の大手貴金属業者のうち受託者が指定する者をいいます。以下同じです。)の提示した金に係るフォワードレート(先物の金価格と現物の金価格との値差を現物の金価格を基準として年率換算し、百分率で表したもの)をいいます。なお、フォワードレートは、金利の動向及び現物と先物の金の需給により変動します。以下同じです。)の仲値の平均値(小数点第3位を四捨五入します。)をいいます。但し、フォワードレートを提示することができる指定貴金属業者が2以上いない場合その他のやむを得ない事由がある場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するフォワードレートをいいます。

(c) 採用外貨換算為替レート

採用フォワードレートを算出する時点における受託者がその裁量により自らが適切と判断する円と外貨の為替レートをいいます。但し、当該時点のレートを用いることができない場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するレートをいいます。

(d) 標準純度質量

標準金地金(金の純度が99.99%以上であるものをいいます。以下同じです。)の質量をいいます。

## 5 【給付の内容、時期及び場所】

### ① 分配金

原則として分配金はありません。

### ② 解約による信託財産等の交付(転換)

居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者をいいます。)である受益者は、その有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、以下の方法により、受託者から金地金の交付を受けること(以下「転換」といいます。)ができます(但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。)。なお、受益者は、転換の請求(以下「転換請求」といいます。)を行ったことにより金地金を受領した場合には、受領した金地金の純度、種類、形状、外見、数量不足その他いかなる事情を理由とするものであっても、委託者、受託者、小口指定転換販売会社※、大口指定転換販売会社※及びカストディアン(下記「有価証券報告書－第1 信託財産の状況－1 概況－(4) 信託財産の管理体制等－① 信託財産の関係法人」に記載するカストディアンをいいます。以下同じです。)に対して、当該金地金の補修、改鑄、交換、補償その他一切の請求を行うことができません。

※ 本書において「小口指定転換販売会社」及び「大口指定転換販売会社」とは、小口転換(下記「(a) 転換請求ー(イ)小口転換の場合」をご参照下さい。)又は大口転換(下記「(a) 転換請求ー(ロ)大口転換の場合」をご参照下さい。)に係る転換請求に応じる者として、それぞれあらかじめ受託者が指定する金融商品取引業者をいいます。小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

＜照会先＞

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <https://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

#### (a) 転換請求

##### (イ)小口転換の場合

受益者は、小口転換必要口数\*の本受益権について当該小口転換必要口数に対応する標準純度質量の小口転換用標準金地金\*\*\*への転換を請求することができます。受益者の転換請求1回につき転換し受領できる小口転換用標準金地金は、標準純度質量1キログラム以上5キログラム以内(但し、標準純度質量1キログラムの整数倍とします。)とします。受益者から1回につき5キログラムを超える小口転換用標準金地金への転換請求があった場合、受託者は当該転換請求に応じる義務を負いません。

受益者は、小口指定転換販売会社に対して当該小口指定転換販売会社所定の申込書により申し込む方法により転換請求を行います。この場合において、受益者は、金地金の種類(精錬業者及び商標を含みます。)を選択することは一切できません。

受託者は、一口あたりの金地金の標準純度質量(一口あたりの純資産額(受託者がそのホームページで公表)を指標価格で除した数をいいます。以下同じです。)に当該転換請求に係る小口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される小口転換用標準金地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を行う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格の差額を参考として当事者間で合意する金額)を控除した価格、その他の適正な価格で売却し、当該売却代金を当該転換請求に係る転換手数料(転換請求を受け付けた後における受託者において必要な手続(以下「転換手続」といいます。)において受益者が負担すべき手数料をいい、金地金の改鑄及び交付に係る費用相当額を含みます。以下同じです。)並びに転換及び転換手数料に係る消費税等(消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。)(金地金の交付に係る消費税等を含みます。以下同じです。)の相当額の一部に充当します。また、当該売却代金の額が当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を上回るときは、受益者が指定した口座に、当該売却代金から当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を差し引いた金額を送金します。但し、やむを得ない事情がある場合には、当該送金が遅れる場合があります。詳細は、小口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

※ 本書において「小口転換必要口数」とは、受益者が小口転換に係る転換請求1回につき転換し受領できる小口転換用標準金地金の標準純度質量を一口あたりの金地金の標準純度質量で除して計算した口数(整数とし、一口未満は切り上げます。但し、転換手続上、受託者の裁量により、かかる一口未満の切上げ後に一口を加えた口数とすることがあります。)として、受託者がそのホームページで公表する本受益権の口数をいいます。なお、小口転換必要口数は、当該転換請求を受託者が受け付けた日のものが適用されます(受益者が当該転換請求を行った時点のものとは異なることがあります。)。小口転換必要口数については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

＜照会先＞

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <https://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

※※ 本書において「小口転換用標準金地金」とは、標準金地金のうち、①大阪取引所の貴金属受渡細則に規定する精鍊若しくは品位を認定されたもの又は商標のもの、②ロンドン貴金属市場協会(The London Bullion Market Association: LBMA)が定めるグッドデリバリーの条件(同協会が開示しているThe Good Delivery Rules for Gold and Silver Bars Specifications for Good Delivery Bars and Application Procedures for Listingに記載されています。)を満たしているもの、③社団法人日本金地金流通協会の正会員として登録されている者によって精鍊されたもの又は④ニューヨーク・マーカンタイル取引所(The New York Mercantile Exchange: NYMEX)が定める基準に従い精鍊若しくは品位を認定されたものであって、標準純度質量が1キログラムのものをいいます。

#### (ロ)大口転換の場合

受託者は、本受益権を30万口以上有する受益者から、大口指定転換販売会社を通じて、転換を希望する本受益権の口数の通知を受けた場合、大口指定転換販売会社を通じて、交付が可能な標準純度質量及び大口転換必要口数\*(但し、当該時点での概数とします。)を通知します。受益者は、かかる通知の内容を確認のうえ、当該大口転換必要口数に係る転換請求を行うことにより、当該大口転換必要口数の本受益権について当該標準純度質量の標準金地金への転換を請求することができます。

受益者は、大口指定転換販売会社に対して当該大口指定転換販売会社所定の申込書により申し込む方法により転換請求を行います。この場合において、受益者は、金地金の種類(精鍊業者及び商標を含みます。)を選択することは一切できません。

受託者は、一口あたりの金地金の標準純度質量に当該転換請求に係る大口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される標準金地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を行う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格の差額を参考として当事者間で合意する金額)を控除した価格、その他の適正な価格で売却し、当該売却代金を当該転換請求に係る転換手数料(但し、金地金の改鑄及び交付に係る費用相当額を除きます。以下本(ロ)において同じです。)並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の一部に充当します。また、当該売却代金の額が当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を上回るときは、受益者が指定した口座に、当該売却代金から当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を差し引いた金額を送金します。但し、やむを得ない事情がある場合には、当該送金が遅れる場合があります。詳細は、大口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

※ 本書において「大口転換必要口数」とは、受益者が大口転換に係る転換請求により転換し受領できる標準金地金の標準純度質量を一口あたりの金地金の標準純度質量で除して計算した口数(整数とし、一口未満は切り上げます。但し、転換手続上、受託者の裁量により、かかる一口未満の切上げ後に一口を加えた口数とすることがあります。)をいいます。なお、大口転換必要口数は、当該転換請求を受託者が受け付けた日のものが適用されます(受益者が当該転換請求を行った時点のものとは異なることがあります。)。

#### (ハ) 共通事項

転換請求を受けた小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社は、当該転換請求を受託者に取次ぎ、受託者は、当該取次ぎを行った小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社に対して本受益権の振替を行うための受託者の口座及び当該振替の日(以下「振替日」といいます。)等の情報を通知します。当該情報の通知を受けた小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社は、株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)に対して本受益権を受託者の口座に振り替えるための振替請求を行い、証券保管振替機構は、振替日に小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社の口座から受託者の口座へ本受益権の振替を行います。受託者は、当該本受益権を抹消するために振替日に証券保管振替機構に対して当日抹消請求を行い、証券保管振替機構は、直ちに受託者の口座の本受益権の減少の記録を行います。

受益者が転換によって取得する金地金の標準純度質量は、転換請求を受け付けた日※付の指標価格に基づいて計算されます。

※ 本書において「転換請求を受け付けた日」とは、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社によって取次がれた居住者である受益者からの転換請求が、受託者へ到達した日のことをいいます。小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社は、転換請求を行った居住者である受益者が当該受益者名義の口座に小口転換必要口数及び大口転換必要口数を保有し、また、当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を入金した場合に、転換請求の申込を確定させ、その旨、受託者に対して通知します。

(b) 金地金交付の方法

(イ) 小口転換の場合

受託者は、小口指定転換販売会社の指示に従い、金地金を転換請求に係る申込書に記載された住所(国内に限ります。)に対して配達証明付書留郵便又は宅配便によって受益者に対して送付します。受託者は、同一受益者へ送付する金地金の量が配達証明付書留郵便又は宅配便で一度に送付できる量を超える場合は、複数回に分けて送付するものとします。

金地金の送付は、受託者が転換請求を受け付けた日から14銀行営業日(銀行法により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。以下同じです。)以内に行うものとします。但し、複数回に分けて小口転換用標準金地金を送付する場合、又は下記(c) (イ)から(ヘ)までに定める事由その他やむを得ない事情がある場合は、当該送付が遅れる場合があります。

金地金の受領後に生じた盜難、滅失、毀損等による損害その他一切の危険は、受益者の負担となります。受託者は、転換請求に係る申込書に記載された住所(国内に限ります。)に対して配達証明付書留郵便又は宅配便によって金地金が配達され、当該住所地において日本郵政株式会社及びその郵便に係る業務を行う子会社若しくはその各承継法人(以下総称して「郵便局」といいます。)又は宅配業者の職員が当該配達に係る受領印又は署名(電子的な手法によるものを含みます。)を取得した場合には、受領があつたものと取り扱うことができます。

受託者は、受託者が金地金を送付したにもかかわらず、受益者による受領がなされなかつたために、郵便局又は宅配業者から受託者に返送された金地金については、当該金地金を保管し、受益者からの再度の送付の要求があり次第、再度代金引換による方法で、受益者に送付し、その後も同様とします。この場合において、保管料、送料及び保険料等再送付にあたり必要となつた諸経費は受益者の負担とし、受益者は、当該金地金の受領と引換えに、当該諸経費を支払うものとします。

受託者は、受託者が金地金を送付したにもかかわらず、受益者による受領がなされなかつたために、郵便局又は宅配業者から受託者に返送された場合において、受益者からの再度の送付の要求が受託者に金地金が返送された日から3箇月を経過しても行われないときは、受益者に通知することなく当該金地金を東京法務局に供託することができ、これにより受託者は受益者に対する一切の責任を免れます。この場合において、受託者は、受益者に対して、保管料、供託費用、送料及び保険料等供託にあたり必要となつた諸費用の支払いを請求することができます。

受託者は、実務上又は費用上、東京法務局への供託が困難であると判断した場合は、金地金が返送された日から3箇月が経過した日から30銀行営業日を経過した日に、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を行う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格の差額を参考として当事者間で合意する金額)を控除した価格、その他の適正な価格で、当該金地金を売却する方法により換価し、売却代金から再送付にあたり必要となった諸経費並びに金地金の保管及び売却に係るその他の費用を差し引いた金額を受益者が指定した口座に送金します。この場合において、受託者が受益者の指定した口座への送金ができず(受益者が送金先の口座の指定を行わなかったときを含みます。)、代替する口座の指定その他送金のために必要な手続が受益者においてなされないまま、受託者に金地金が返送された日から10年が経過した場合には、受託者は当該売却代金を受領します。

#### (ロ)大口転換の場合

受託者は、大口指定転換販売会社の指示に従い、金地金を受託者が指定する国内の場所において、受益者に交付します。

受託者は、転換請求に係る転換手続がすべて完了した後、受益者に個別に連絡した銀行営業日数以内に、受託者の指定する場所(受益者は指定することはできません。)において、受益者に対して当該金地金を交付します。但し、下記(c)(イ)から(ヘ)までに定める事由その他やむを得ない事情がある場合には、当該交付が遅れる場合があります。

金地金の受領後に生じた盗難、滅失、毀損等による損害その他一切の危険は、受益者の負担となります。受託者は、受託者が指定する国内の場所において金地金の交付が完了した場合には、受益者の受領があったものと取り扱うことができます。

受託者は、受託者が金地金の交付の提供をしたにもかかわらず、受益者による受領がなされなかった金地金については、当該金地金を保管し、受益者からの再度の交付の要求があり次第、再度受益者に交付し、その後も同様とします。この場合において、保管料及び保険料等再交付にあたり必要となった諸経費は受益者の負担とし、受益者は当該金地金の受領と引換えに、当該諸経費を支払うものとします。

受託者は、受託者が金地金の交付の提供をしたにもかかわらず、受益者による受領がなされなかった場合において、受益者からの再度の交付の要求が受託者による交付の提供の日から3箇月を経過しても行われないときは、受益者に通知することなく当該金地金を東京法務局に供託することができ、これにより受益者に対する一切の責任を免れます。この場合において、受託者は、受益者に対して、保管料、供託費用、送料及び保険料等供託にあたり必要となった諸費用の支払いを請求することができます。

受託者は、実務上又は費用上、東京法務局への供託が困難であると判断した場合は、当該交付の提供の日から3箇月が経過した日から30銀行営業日を経過した日に、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を行う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格の差額を参考として当事者間で合意する金額)を控除した価格、その他の適正な価格で、当該金地金を売却する方法により換価し、売却代金から再交付にあたり必要となった諸経費並びに金地金の保管及び売却に係るその他の費用を差し引いた金額を受益者が指定した口座に送金します。この場合において、受託者が受益者の指定した口座への送金ができず(受益者が送金先の口座の指定を行わなかったときを含みます。)、代替する口座の指定その他送金のために必要な手続が受益者においてなされないまま、当該交付の提供の日から10年が経過した場合には、受託者は当該売却代金を受領します。

(c) 転換請求の受付停止等

受託者は、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、転換請求の受付を停止すること又は転換手続を中断若しくは中止することができます。

(イ)転換手続において受益者が負担すべき転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の入金が、小口指定転換販売会社若しくは大口指定転換販売会社又は受託者において確認できない場合

(ロ)転換手続において小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社による受益者を確認する手続(金地金の交付時における所定の本人確認書類の提示その他受託者が定めた手続を含みます。)が完了しない場合

(ハ)本受益権が上場されている金融商品取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事由があるため転換手続が実施できない場合

(ニ)委託者による金地金の改鑄手続等が必要な場合であって、委託者において改鑄手続等の実施が困難である場合

(ホ)カストディアンにおいて、金地金の出庫、送付又は受渡しの実施が困難となる事情その他やむを得ない事由があるために、転換手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合

(ヘ)その他、転換請求の受付又は転換手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合

なお、受託者が転換請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った転換請求のうち、当該受付停止前に行った転換請求を撤回することができます。受益者がその転換請求を撤回しない場合には、当該転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の営業日に受け付けたものとみなします。

(d) 転換手数料等

受益者は、転換請求を行う際には、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて、転換手数料(小口転換の場合、金地金の改鑄及び送付に係る費用相当額を含み、大口転換の場合、金地金の改鑄及び交付に係る費用相当額を含みません。詳細については、下記「有価証券報告書－第1 信託財産の状況－3 信託の仕組み－(1) 信託の概要－④ その他－(b) 手数料等について－(ロ)転換手数料」をご参照下さい。)並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を受託者に対して支払います。受託者は、当該支払いが確認できない場合には、転換手続を中断又は中止することがあります。当該手数料等の詳細は、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

## 6 【募集の方法】

本受益権については、金融商品取引法で定められる一定数(50名)以上に対する勧誘が行われるものとして、募集(金融商品取引法第2条第3項)を行います。募集の取扱いは、金融商品取引業者に委託します。

## 7 【申込手数料】

1口あたり、申込受付日の翌営業日付の一口あたりの純資産額(受託者がそのホームページで公表)に各販売会社が独自に定める率を乗じた額\*とします。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれます。

\* 詳細は、販売会社までお問い合わせ下さい。

## 8 【申込単位】

30万口以上 1口単位

## 9 【申込期間及び申込取扱場所】

### ① 申込期間

継続申込期間：2025年4月21日から2025年11月19日まで

\* なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### ② 申込取扱場所

申込取扱場所(販売会社)については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <https://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

## 10 【申込証拠金】

該当事項はありません。

## 11 【払込期日及び払込取扱場所】

### ① 払込期日

発行価額の総額は、各販売会社を通じて、委託者により信託が行われる日(以下本①において「払込期日」といいます。)に、受託者の指定する口座に払い込まれます。

但し、投資者は、申込みをした販売会社の指定する日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとします。なお、販売会社所定の方法により、払込期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

### ② 払込取扱場所

払込みの取扱いは、販売会社が行います。詳細は、販売会社でご確認下さい。

## 12 【引受け等の概要】

該当事項はありません。

## 13 【その他】

### ① 申込みの方法

販売会社所定の方法でお申し込み下さい。

### ② 申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替

申込証拠金はなく、申込証拠金の利息及び信託財産の振替はありません。

### ③ その他申込み等に関する事項

受託者は、以下に該当する場合には、本受益権の申込みの受付を停止すること又はすでに受け付けた申込みの受付を取り消すことができます。その場合、委託者、受託者又はカストディアンのいずれも、当該受付の停止又は取消しにより投資者に生じた損害について責任を負いません。

(a) 以下のいずれかの事由により金地金の適正な条件での調達又は取得が困難な場合又は遅延する場合

- ・国内外の商品市場等及び金融商品取引所等における取引の停止、遅延
- ・決済機能の停止、遅延
- ・外国為替取引の停止、遅延
- ・輸入手続の停止、遅延
- ・輸送システムの停止、遅延
- ・申込みに係る口数が極めて多いものと受託者が合理的に判断したこと

- (b) 輸入手続、輸送システム、金地金の保管場所の状況、入庫処理手続等の事情により、カストディアンにおける金地金の入库が困難な場合又は遅延する場合
- (c) 金地金の改鑄手続が必要な場合であって、当該手続の処理に時間を要する場合
- (d) 天災地変又は政治、経済、軍事、通貨等に係る非常事態が発生した場合、その他委託者、受託者又はカストディアンの支配を超えた事由により、金地金の適正な条件での調達又は取得が困難な場合又は遅延する場合

#### ④ 本邦以外の地域での発行

本邦以外の地域において、本受益権は、発行されません。